⑸　工期　平成25年３月29日まで
⑹　使用する主要な資機材　板ガラス約3,900㎡、耐震補強（鉄骨ブレース25個所、増設壁９か所、増打壁７か所）
　なお、関連する設備工事は別途発注される予定である。
⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
⑻　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑼　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
２　競争参加資格
　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。)又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。)であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、学長から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省における建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けた資格）を有し、その点数(「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体で参加の場合の構成員の代表者は、1,250点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、950点）以上であること。
⑷　平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
　①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造地上５階建以上かつ延床面積15,000㎡以上の病院の新営又は全面的な改修工事
　②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造地上３階建以上かつ延床面積5,000㎡以上の病院、校舎、研究施設、庁舎又は事務所の新営又は全面的な改修工事
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
　①　１級建築施工管理技士の資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　　なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
　②　平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷①に掲げる工事の施工経験を有する者であること。
　③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
　④　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
⑾　工事全般の施工計画が適切であること。
⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、本学又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)」に基づく指名停止を受けていないこと。
⒀　１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⒂　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することはできない。
⒃　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
３　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法
　①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次の(ｱ)、(ｲ)の要件に該当する者のうち、⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
　(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
　(ｲ)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
　②　①において、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法
　標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。
　①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者で、提案の内容により、評価項目毎に優／良／可で評価する。
　②　「工事全般の施工計画」に関しては、予定価格の制限の範囲内の入札参加者で、提案の内容により、優／良／可／不適切（欠格）で評価する。
　③　加算点は、評価項目毎に評価を行い、各評価項目の合計評価点数を「加算点」として与える（満点30点)。
　④　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
⑶　評価項目
　本工事における「技術提案書」については、以下の項目について評価する。
　①　企業の高度な技術力
　　１）ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画に関する事項
　　・総合的なコスト　ライフサイクルコスト削減に関する技術的提案
　　・社会要請　環境の維持、特別な安全対策
　　２）工事全般の施工計画に関する事項
　　・施工上配慮すべき事項等の技術的所見
　詳細については、入札説明書による。
⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が、実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。